

				4 同令第6条の規定により免許証を再交付すること。
4 と畜場及び化製場等に関すること。		<p>1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条の規定によりと畜場の設置を許可すること。</p> <p>2 同法第14条の規定によりと畜場設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第3条の規定により死亡獣畜取扱場設置又は変更を許可すること。</p> <p>4 同法第7条の規定により死亡獣畜取扱場設置の許可を取り消すこと。</p>		
5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。		<p>1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定により食鳥処理の事業の許可をすること。</p> <p>2 同法第8条の規定により許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p>	1 同法第6条第1項の規定により食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。	<p>1 同法第6条第3項の規定による同法第4条第1号から第3号までに掲げる事項の変更届を受理すること。</p> <p>2 同法第7条第2項の規定による承継の届出を受理すること。</p> <p>3 同法第12条第4項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置の届出</p>

				<p>3 同法第9条の規定により施設の整備改善を命じ、若しくは改善を行う間、施設の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は許可を取り消し、若しくは期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第13条の規定により食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>5 同法第16条第6項の規定により認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。</p> <p>6 同法第21条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。</p> <p>7 同法第39条の規定により食鳥検査等を実施する職員の指定を行うこと。</p>		<p>又は変更の届出を受理すること。</p> <p>4 同法第14条の規定による休廃止等の届出を受理すること。</p> <p>5 同法第16条第1項及び第2項の規定により確認規定又はその変更の認定をすること。</p> <p>6 同法第16条第7項の規定により確認の状況の報告を受理すること。</p> <p>7 同法第16条第8項の規定により確認規定の廃止の届出を受理し、その効力を失う日を定めること。</p>
		<p>6 狂犬病の予防に関すること。</p>		<p>1 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第10条の規定により狂犬</p>	<p>1 同法第18条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。</p>	